

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：33111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730675

研究課題名(和文) 日蘭オルタナティブスクール比較研究 教育の質をめぐる論点を取り上げて

研究課題名(英文) A Comparative Educational Research on Alternative Schools in Japan and the Netherlands-Focusing on issues about quality of education

研究代表者

吉田 重和 (YOSHIDA, Shigekazu)

新潟医療福祉大学・健康科学部・准教授

研究者番号：30549233

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：多様な教育理念や方法を制度的に承認した上で、全体的な教育の質をも維持する公教育制度を構築することは可能か。本研究は、日本とオランダ両国の事例を取り上げ、公教育制度とオルタナティブスクールの関係性を探ることで、上記の問いに対する回答を得ることを目的とした。本研究により、オランダにおいて多様な教育実践を保証するための方策である教育監査制度において、各学校の自己評価を積極的に活用するなどの変化が見られること、及び日蘭両国において、公教育制度下におけるオルタナティブスクールの「認証」の問題を抱えていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Is it possible to build a public education system which approves a variety of methods and educational philosophy, considering maintaining the quality of education? The purpose of this study is to explore the relationship between alternative schools and public education systems, focusing on such issues in Japan and the Netherlands. In this study, it is revealed that Dutch school inspection system, which is a tool for ensuring a variety of schools within the public education system, has been changed, such as the active use of self-evaluation reports of each school. In addition, it is shown that both in Japan and the Netherlands, public education systems has been facing the challenges of "certification" of alternative schools.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：比較・国際教育学 教育制度論 オランダ教育研究 オルタナティブ教育 教育監査 教育の質 学校評価

1. 研究開始当初の背景

これまで日本の公教育制度にあっては、基本的に例外なく、学校の設置や運営に際して厳しい基準や条件が設けられてきた。また教育内容についても、学習指導要領や検定教科書制度の存在により、原則として全国一律の学校教育が展開されてきた。その結果、均質的ではあるものの、全国的に教育の質が維持され、一定の成果があがってきたといえる。

その一方で、現在日本の教育界においては、公教育制度の外に位置し、独自の教育実践を行ってきたオルタナティブスクール (Alternative School) の一部が、いわゆる「一条校」として認可されることを望んでいるという現状がある。この現状に対しては、1980年代以降の行政改革の柱の一つである規制緩和の流れを受け、現状の教育政策として、それを認める方針にある。1987年に設立された「東京シュタイナーシュレー」が、構造改革特別区域法の適用を受け、「学校法人シュタイナー学園 初等部・中等部 (神奈川県相模原市)」として2004年に一条校として認可され改めて開学することになったのは、この状況を表す好例といえよう。

しかし、オルタナティブスクールを一条校として認可し、公教育制度内に組み込んでいく流れが今後も継続されるとすれば、これまでのような方策で公教育の質を維持することは困難である。現在日本の公教育制度は、多様な教育実践が一定の質を維持しているかどうかを確認する術を制度的に持っていない。オルタナティブスクールが一条校となり、私学助成等の公費支援がなされるようになれば、アカウントビリティ概念という観点から、オルタナティブスクールにおける教育の質を検討する必要がある。このように考えたとき、現在の日本の公教育制度は「多様な教育理念や方法を承認する一方で、いかに公教育全体の質を維持していくか」という問いを抱えていることがわかる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、多様な教育理念や方法を承認し、かつ全体的な教育の質も維持できる公教育制度を構築していくにあたり、その具体的な方向性を検討することにある。そのために、以下の二つの目的を設定する。

一つ目は、公教育制度の内外に位置する日本のオルタナティブスクールについて、その制度的状況を明らかにすることである。二つ目は、日本の事例に対し示唆を得るべく、オランダの公教育制度及びオルタナティブスクールについて、その質を維持するためにどのようなメカニズムが働いているか、オランダのオルタナティブスクールがどのような制度的状況にあるかを明らかにすることである。日本のオルタナティブスクールの現状を把握した上で、比較対象であるオランダの事例について、公教育制度とオルタナティブ

スクールの間にあるメカニズムを明らかにすることを目指していく。

3. 研究の方法

本研究の対象は、大別して、日本のオルタナティブスクール、オランダのオルタナティブスクール、そしてオランダの教育の質の維持のメカニズムである、教育監査制度である。本研究においては、先行研究の知見及び公的資料に学びながら、収集したデータを基に対象を帰納的に分析し、批判的考察を加えていく。

4. 研究成果

(1) オランダのオルタナティブスクールの質を監督する制度的基盤である教育監査制度について、その内実の変化に着目して分析を行った。具体的には、教育監査制度を、公教育の質を保証するための社会的装置と位置づけ、近年新たに導入された「重点実施の原則」に着目しつつ、制度の経年的な変化を追い、その特徴を明らかにした。重点実施とは、必要性や緊急度が高い学校に対して監査の比重を大きくかけるということを意味するとともに、かつてのようにすべての学校を対象とした一律的な監査が行われなくなっていることもあわせて表している。すなわち、提供している教育の質について疑いが少なく、十分な成果をあげていると予め判断される学校に対しては簡便な監査を実行する一方で、教育の質に改善の必要性が疑われ、成果も乏しいと判断される学校に対しては集中的な監査を実施するようになってきているとまとめられる。

本研究により、重点実施の原則が段階的に監査プロセスに反映されてきていること、及びリスク分析が現在の監査プロセスにおいて重要な役割をはたしており、各学校の自己評価が積極的に活用されていることが明らかになった。また自己評価が活用される傾向に関して、これを、行政が学校及び教員を信頼している証明であるとして肯定的に捉える立場と、自己評価が抱える構造的な問題として、その妥当性や信頼性には完全な信頼を置くことができないとして否定的に捉える立場があるとの整理がなされた。その上で、いずれの立場をとるにしても、教育監査を実効的に成立させるためには、教育監査局という第三者機関が必要であることを指摘し、その存在意義を改めて評価した。これらの成果については、教育監査における内容の妥当性と実行の効率性をあわせて提起しているという点で、学校評価及び第三者評価の在り方を検討する際に有効であると思われる。

(2) 現在、日本のオルタナティブスクールの一部において、「公教育化」が進んでいるといわれる。オルタナティブスクールの公教

育化とは、NPO 法人や任意団体により運営されているフリースクールなどが、「学校法人格の取得や行政の認定によって、自らを学校教育と同等の「公教育」として再定義しようとする動き」とまとめることができる。

下記図 1 に示した公教育化については、1980 年代以降の教育実践運動の成熟の証であり、オルタナティブスクールの実践展開をより強く牽引する力になり得るとして、肯定的な流れとして捉えることが可能である。一方で、先行研究において指摘されているように、不登校が学校という近代化装置に(再)回収されることで、「公教育化に参加しない多様な教育を差異化し、オルタナティブな教育機関を規格化する」危険性がある点も見逃すことはできないだろう。

教育実践の主な動向	年 代	主なオルタナティブスクールの展開
1985年～1987年 臨時教育審議会(1次～4次)	1980年代	1985年 フリースクール「東京シューレ」開設 1987年 「東京シュタイナーシューレ」開設
1992年 文部省「登校拒否問題への対応について」(通知) ・登校拒否はどの児童生徒にも起こりうる ・民間施設への通所を卒業として認める など	1990年代	1993年 「ホームシューレ」活動開始 1996年 「全国通達対策サポート校協議会」発足 1996年 NPO法人「日本フリースクール協会」発足 1999年 「東京シューレ」がNPO法人格取得 「シューレ大学」開校
2001年 不登校児童・生徒数がピークに (138,733人)	2000年代	2000年 「日本オルタナティブスクール協会」結成
2002年 構造改革特別区域法 「教育特区」にて教育の自由度を高める		2001年 NPO法人 「フリースクール全国ネットワーク」結成
2006年 教育基本法改正		2004年 「学校法人シュタイナー学園」開学 2006年 「学校法人東京シューレ学園」開学
		2012年 「オルタナティブ教育法を実現する会 (国・多様な学び保障法を実現する会)」発足

図 1 日本のオルタナティブスクールの「公教育化」の流れ

一方で、公教育の一部としてオルタナティブスクールがその実践を展開することを認めるような制度設計をしている国々が存在する。そのような国の一つがオランダであるが、近年、オランダにおいては、オルタナティブスクールの「私教育」化とでも呼ぶべき動きが一部でみられる。オランダにおけるオルタナティブスクールの私教育化とは、「近年設立されたオルタナティブスクールの一部が、「教育の自由」という憲法で保障された基本理念を盾に、公教育制度外でその実践を展開しようとする動き」とまとめることが可能である。このような動きに対する評価は、未だ定まっていないといえる。

(3) (2)で整理した状況を受け、日本のオルタナティブスクールの教育理念に着目し、これを整理・検討することでその現状と課題の一端を明らかにした。

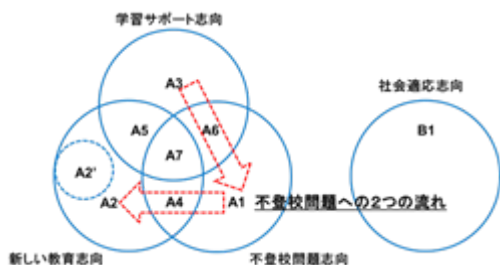


図 2 2013 年時の日本のオルタナティブスクールの状況

本研究により、フリースクールを含めた一部のオルタナティブスクールの公教育化が進展している一方で、塾産業の進出と滞留によりフリースクールが学習塾化している傾向や、社会復帰施設としての役割も一定程度担っている現状が明らかとなった(図 2 参照)。これらの状況は、公教育制度改革や社会状況の変化に対応していく中で、オルタナティブスクールの存在意義がその内外から問い直されていることを表しているといえる。

(4) 本研究では続けて、(3)で示した状況は、日本のみならず各国のオルタナティブスクールが共通して抱えている構造的な課題が、日本の文脈において顕在化したものであると捉え、その内実を分析した。すなわち、オルタナティブスクールが公教育制度と対峙するとき、そこに何らかの葛藤が生まれると仮定した上で、その内容を探るべく、オランダのイーデルヴェイス (Iederwijs) スクールというオルタナティブスクールが直面した「私教育化」の事例について検討した。

イーデルヴェイススクールとは、アメリカのサドベリーバレースクールをモデルとし 2002 年に設立された、小規模な独立学校グループの総称である。徹底した児童中心主義であるその教育理念は、伝統的な学校教育はもちろん、オランダの従来のオルタナティブスクールにも存在しえなかったものであり、進歩的な教育実践を好む一部の保護者に熱狂的に受け入れられた。熱狂の渦の中、学校数も急激に増加し、2002 年の設立時には小学校 1 校だったものが、わずか 3 年後の 2005 年には、小学校 17 校、中学校 6 校を数えるに至った。

しかしながら、急激に存在感を増していったイーデルヴェイススクールに対し、オランダ社会の多くの個人・団体から激しい批判が寄せられた。すなわち、「イーデルヴェイススクールは、授業やテストを実施しない、輝く遊び場に過ぎない」「イーデルヴェイススクールは、個人の自由ばかりを強調しすぎている。オランダ社会は共同参画の意識を強く持つ人々の社会であるが、イーデルヴェイスにはそれが欠けている」というものである。さらに、同時期に教育監査局が、一部の小学校と、全ての中学校が学校の基本的要件を満たしていないとして改善を要請するに至っている。これらの社会的圧力に押し潰されるようにイーデルヴェイススクールはその実践の規模を縮小していき、2007 年時には、小学校 4 校、小中一貫校 3 校にまでその学校数を減らしている。

社会的な批判は、イーデルヴェイススクールがその規模を縮小し、教育監査局の指摘に対し「設定された基準や指標は、イーデルヴェイススクールの教育状況に直接的に適用可能なものではない」と反論した後も収まらなかった。その後もさらに生徒数が減少し、独立学校として公費助成を得ていないこと

から経済的にも行き詰まり、イーデルヴェイススクールはその活動を閉じることになる。2010年の段階で最後のイーデルヴェイススクールとして小学校1校が残っていたが、この学校も2010年の時点で教育方針を全面的に転換していたことから、イーデルヴェイススクールは、事実上2010年には消滅していたことになる。

大きな盛り上がりを見せたにも関わらず、学校設立からわずか10年足らずで運動が終焉を迎えた点について、「独立学校の多くは、少数の推進者が抜けると学校が成り立たなくなる」という、中核となる人材育成の難しさに着目した人的側面の指摘や、「掲げている理念や方法の観点から、公費助成の要件を受け入れることが難しい」という財政面での指摘がなされており、オランダにおいてオルタナティブスクールが私教育として展開する難しさが挙げられている。また、オランダ社会に見られた厳しい批判や大きな反響については、これを学校や教育をめぐる共有されている価値観の大きさと捉えるか、公教育制度に対する絶大なる信頼と捉えるかは議論の余地が残されていると思われる。しかしながら、少なくとも共通の価値観や信頼する公教育制度から逸脱する者への不寛容が、近年のオランダ社会に確かに存在しているとはいえるだろう。

上記の点については、長く文化的・社会的多様性を尊重してきたオランダ社会においても、「標準化」の潮流がその存在感を増している証左と捉えることが可能であろう。ただしその一方で、イーデルヴェイススクールに関わった実践者自身から、「重要なことはコンセプトが残り続けることである」とし、イーデルヴェイススクールの実践が他の学校に対し影響を与えていることを肯定的に評価する声が上がっている点にも注目してみたい。イーデルヴェイススクールの実践が、急進的な教育運動であったとするならば、運動の影響を受け入れる柔軟性が社会に残されているという点で、「標準化」の潮流に抗う可能性もまた残されている、と考えられるからである。この点について、イーデルヴェイススクールが他の学校に対し与えた影響について、今後詳細に検討することには意味があるように思われる。

(5) 日蘭両国のオルタナティブスクールの制度的な在り方を検討した本研究により、公教育制度下における「認証」をめぐる葛藤を抱えているオルタナティブスクールが複数存在する点が明らかになった。日本のオルタナティブスクールの公教育化とは、オルタナティブスクールの実践が熟し、その存在を追認すべく制度整備が進展し、公教育への展開を促す状況であるといえる。それに対し、オランダのオルタナティブスクールの私教育化とは、制度整備が確立していることにより、その中で活動し得ないオルタナティブスク

ールが、私教育へと展開の場を求めている状況だと捉えられる。ここに示されているように、オルタナティブスクールの葛藤とは、公教育制度下における、学校としての「認証」に対する葛藤であるとともに、「誰に/何に/どのようにオルタナティブであるか」という問いに対し、オルタナティブスクールが苦闘している現状であるともいえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- (1) 吉田重和 (2014) 「公教育制度をめぐるオルタナティブスクールの葛藤 オランダの事例を中心に」『早稲田大学教育学会紀要』第15号、pp.91-98、査読無。
- (2) 吉田重和 (2013) 「オランダの教育監査制度における重点実施の原則」『国際教育評論』第10号、pp.35-46、査読有。

〔学会発表〕(計 2 件)

- (1) 吉田重和 (2014) 「公教育制度をめぐるオルタナティブスクールの葛藤 オランダの事例を中心に」2013年度早稲田大学教育学会(早稲田大学)、2014年3月1日。
- (2) 吉田重和 (2013) 「日本のオルタナティブスクールの理念的志向性に関する一考察 2001年調査との比較から探る」関東教育学会第61回大会(玉川大学)、2013年11月16日。

〔図書〕(計 1 件)

- (1) 吉田重和 (2014) 「第4章 オルタナティブ教育 “もうひとつの教育” のあり方を考える (pp.46-54)」 「第6章 教育の質保証・学校評価 教育の質保証の方策を考える (pp.64-72)」長島啓記編著『基礎から学ぶ比較教育学』学文社。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 重和 (YOSHIDA, Shigekazu)

研究者番号：30549233